令和７年（家）第１００６３号
本籍神奈川県高座郡藤沢大坂町388番地
最後の住所不明
不在者　飯田　稲子
明治37年２月20日生
令和８年７月29日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和８年（家）第１１１４号
本籍北海道小樽市塩谷２丁目406番地
最後の住所不明
不在者　戸澤　清司
昭和22年２月４日生
令和８年７月２８日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和８年（へ）第１号
広島県福山市神辺町西中条945番地3
申立人　有限会社太幸運輸
代表者代表取締役　大石　洋子
権利を争う旨の申述の終期　令和８年７月24日
令和８年７月30日
福山簡易裁判所

（別紙）　目　録
為替手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ78288
金額　5,340,000円
支払人　藤田興業有限会社
支払期日　令和８年５月31日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社中国銀行福山東支店
振出日　令和８年１月20日
振出地　広島県福山市
振出人　申立人
引受人　藤田興業有限会社　代表取締役　門利實
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ78290
金額　4,150,000円
支払期日　令和８年６月30日
振出日　令和８年２月20日
⑵の為替手形の支払人、支払地、支払場所、振出地、振出人、引受人、受取人及び最終所持人は⑴の為替手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１３７７号
東京都東村山市秋津町二丁目22番地１
債務者　株式会社ストーンウエルズ
代表者代表取締役　石井　　裕
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川　慶子
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時15分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４３号
東京都町田市小山町1150番地
債務者　有限会社渡部新聞舗
代表者取締役　渡部　雄一
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本山　正人
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４号
静岡県富士宮市淀師1816番地の28
債務者　ＯＲＤＥＲＭＡＤＥｐｌｕｓ株式会社
代表者代表取締役　亀井　佳奈
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長橋　　順
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３１５号
神戸市兵庫区切戸町六丁目３番１号
債務者　株式会社入本組
代表者代表取締役　入本　竜太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２９号
新潟県長岡市寺泊片町7755番地１
債務者　株式会社三光堂電設
代表者代表取締役　外山　和人
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　弘和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前11時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
熊本市北区弓削五丁目13番３号
債務者　ターザン株式会社
代表者代表取締役　冨永　悠史
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午前10時30分
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２５９号
埼玉県川口市西青木五丁目４番19号
債務者　株式会社スガハラ
代表者代表取締役　菅原　文雄
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤木　誠治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３７号
熊本県菊池市七城町山崎586番地
債務者　株式会社平安社寺建築
代表者代表取締役　石渕　公康
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木上　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第３８号
熊本県菊池市七城町山崎589番地
債務者　株式会社ＨＡＳＵＮＯ音
代表者代表取締役　石渕　公康
１　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木上　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後３時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１５７号
静岡県富士市岩本262番地の17　セジュール貫井101号
債務者　村松　英章
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石野　　弘
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月22日午前11時20分
６　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１０７１号
東京都八王子市本郷町６番８号西野荘202号
債務者　川瀬　英美
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸田　智彦
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月23日午前11時
６　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部